

平成24年
7月9日から

外国人住民の 住民基本台帳制度がスタートします

外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化を図るため「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、外国人住民にも日本人と同じく住民票が作成されることになりました。この法律は、平成24年7月9日に施行され、同時に外国人登録法は廃止になります。

● 主な改正点 ●

▼ 外国人住民の方にも住民票が発行されます

外国人住民も日本人住民と同様に住民票に記載されます。改正後は、日本人と外国人で構成される世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。

▼ 転出届が必要になります

出雲市から他市町村へ住所を移す場合は、転出届をし「転出証明書」を持って、新たな住居地で転入届をしていただく必要があります。出国されるときは、国外転出の届けが必要です。

▼ 各種届出の方法が変更になります

改正後は、入国管理局で在留資格の変更・在留期間の更新等の手続きを行った後、市に届出する必要はなくなります。

★主な届出内容と手続き

内容	市町村	入国管理局
住居地	○	×
氏名、生年月日、性別、国籍・地域、勤務先	×	○
在留資格、在留期間	×	○
在留カードの切替、再交付	×	○
通称名、併記名	○	×
世帯主、続柄	○	×



※特別永住者の方は従来どおり市町村での手続きになります。

▼ 外国人登録証明書から「在留カード」または「特別永住者証明書」に作りかえが必要です

お持ちの外国人登録証明書は、改正後も当分の間は有効です。作りかえの時期は次のとおりです。

- ・特別永住者の方…現在お持ちの外国人登録証明書の次回確認基準日まで有効。
手続きは、これまでどおり市町村の窓口です。
- ・永住者の方………改正後3年以内に入国管理局で手続きを行い、在留カードに切替。
- ・上記以外の方……改正後の在留期間の更新時、または在留資格の変更時に入国管理局で在留カードに切替。

▼ 住民票作成にあたり内容確認の文書をお送りします

現在の外国人登録原票の記載をもとに作成した内容確認の文書(仮住民票)をお送りします(平成24年5月予定)。正確な住民票作成のため、確認をお願いします。

※仮住民票作成の基準日は、まだ決定されていません。

※改正法施行日に在留資格がない人(外国人登録法における在留期間の変更を市に届けていない人を含む)の住民票は作成されません。必要な方は早めに手続きをしてください。

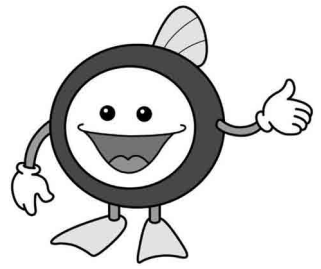
※詳しくは、法務省ホームページ「<http://www.immi-moj.go.jp/>」

総務省ホームページ「http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html」をご覧ください。

おたずね/市民課 TEL.21-2315

下水道は正しく使いましょう

～快適なくらしを守るために～



下水道への異物流入によるポンプ故障や、油による下水道管の詰まりが多発しています。そのため、下水道管の補修費用が年々増加しています。

下水道だからといって、なんでも流して良いというわけではありません。下水道は、自然環境とみなさまの生活環境をより良くするための公共の財産です。

下水処理場の運転や下水道管の補修などの維持管理費はみなさまの下水道使用料でまかなわれています。一人ひとりが十分に注意して正しく使いましょう。

下水道を利用していただく方へ



マンホールからポンプを引き上げ、詰まっていたタオルを取り出しました。

◆台所やトイレでは
台所の排水口に、油や野菜くず、残飯など、また、トイレにトイレットペーパー以外のものは流さないでください。下水道管だけではなく、家庭の排水管の詰まりやポンプ故障の原因となります。また、下水処理場の機能を低下させることにつながります。

◆宅内の排水設備の維持管理

宅内の排水管・ますの維持管理は、所有している方にお願ひしています。排水管の清掃業者が訪問し、清掃を勧誘するケースがありますが、市から排水管の清掃を依頼することはありません。もし、排水設備の詰まりや流れが悪いなどの問題があれば、市の指定工事店へ依頼してください。

◆飲食店のグリーストラップ

グリーストラップにたまった油脂やゴミなどは、定期的に清掃してください。定期的な清掃を怠ると機能が発揮されず、油脂類が流れ出る原因となり、下水の配管内を詰まらせます。また、油などが下水道本管に詰まってしまうと、営業に支障が出るだけでなく、管の清掃のために付近に住んでいる方に不便をかけることもあります。

※グリーストラップとは、飲食店の厨房等に設置され、その排水から油脂分を取り除く装置です。

個人で浄化槽を設置している方へ

浄化槽を設置している方は、浄化槽を適切に管理するよう浄化槽法で定められています。きれいな川や海を守るため、次の3点を守っていただきますようお願いいたします。なお、市が設置した浄化槽は市が維持管理を行います。

① 保守点検を行うこと

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、年間を通じて定期的な保守点検が必要です。専門的な知識が必要ですので、知事登録を受けた保守点検業者に委託して実施することをおすすめします。

② 清掃を行うこと

年に1回以上、汚泥を抜き取る清掃が必要です。市の許可を受けた清掃業者に委託してください。

③ 法定検査を受検すること

浄化槽の状態を確認するため、年1回、(社)島根県浄化槽普及管理センターによる法定検査を受けてください。

※市が交付している合併処理浄化槽の維持管理補助金は、右記3点を行うことが要件となっています。また、平成24年4月から補助金額(年額)が現行2万円から1万5千円に改定になります。

おたずね

- 宅内排水設備・浄化槽維持管理補助金について
出雲市下水道管理課普及係 TEL.21-2225
- 下水道使用料金について
出雲市下水道管理課企画管理係 TEL.21-2226

- 浄化槽について
出雲保健所 環境保全グループ TEL.21-1197
島根県廃棄物対策課 TEL.0852-22-5261
- 浄化槽の法定検査について
(社)島根県浄化槽普及管理センター TEL.0852-24-8165